

家庭から廃棄されるストーマ装具は
令和4年8月1日から
燃やせるごみで出せます

※ストーマ装具はオストメイト(人工肛門・人工膀胱を造設した人)の皆様の排泄管理に用いられる装具です。

分別の変更点

令和4年7月31日まで
処理困難物



ストーマ装具

変更

令和4年8月1日から

**燃やせる
ごみ**



※これまでどおり、「処理困難物」
の日に出すこともできます

注意点

点滴バッグ、チューブ、カテーテルなどの在宅医療品を廃棄する場合は
これまでどおり「処理困難物」の日に出してください。

また、注射針の処理は、処方された薬局や病院にご相談ください